

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民子育て部保険年金課・後期・賦課徴収班	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条の 1 及び第 105 条の規定に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合の算定した保険料の徴収に関する事務を行うため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、生年月日、住所、所得・収入	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人、課等（市民課）、その他（社会保険庁）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	保険年金課、他の官公庁（千葉県後期高齢者医療広域連合）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）千葉県後期高齢者医療広域連合	
	（所在地）千葉市稲毛区天台 6－4－3 国保会館内	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		